

告 示

埼玉県告示第四十九号

令和五年一月十日付け埼玉県告示第二十六号で告示した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定に基づく聴聞は、行わないこととする。

令和五年一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕